

正誤表（省エネ適合性判定に関する講習会テキスト 2023年4月）

ページ	誤	正
13ページ (4) 建築主等の努力（建築物省エネ法第6条）	建築物の新築、増改築、修繕若しくは模様替え等において、その建築物のエネルギー消費性能の向上を図るよう努めなければならない。また、住宅事業の建築を業として行う建築主（以下、住宅事業建築主という）は、その新築する一戸建ての住宅をエネルギー消費性能基準に適合させるよう努めなければならない。	建築主は、新築、増築又は改築をしようとする建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。また、建築主は、その修繕等をしようとする建築物について、建築物の所有者、管理者又は占有者は、その所有し、管理し、又は占有する建築物について、エネルギー消費性能の向上を図るよう努めなければならない。